

**提出先：環境省環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室 御中
令和2年10月25日**

【名称】公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

環境委員会・消費者提言特別委員会

【住所】〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館2階

【電話番号】03-6434-1125（代表）

【メールアドレス】nacs-teigen@nacs.or.jp

第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果について(案)に対する意見

P42

重点点検分野のうち1. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化については、

地域循環共生圏に関する認知度の低さが課題となっており、その結果として地域循環共生圏の形成に取組む地方公共団体数が少なくなっていると考えられる。まずは概念整理を行い、国が主導するのではなく、地方自治体等が地域の特性を生かして地域循環共生圏の認知度を引き上げる取組を行えるよう支援を行う必要があると考える。

P58

重点点検分野の2. 万全な災害廃棄物処理体制の構築については、

近年の気候変動による災害の多発を踏まえ、地方自治体は災害廃棄物対策指針を策定し、平常時より体制を整備するとともに、成功事例や問題のある事例を示し、モデルとなるケースを広めるような情報戦略的な取り組みが必要になってくると思われる。

さらに、省庁連携も不可欠である。資源循環のためには、国土交通省、経済産業省、農水省、消費者庁が連携し取り組む必要があると考える。

P69

重点点検分野の3. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の進捗においては、

これまでプラスチックごみ等を国内で処理せず中国等への輸出に依存してきたが、こうした処理方法を根本から考え直すことが求められている。社会全体で3Rのうちのリデュースに優先的に取り組むこと、事業者においては拡大生産者責任を自覚し、資源循環を基本から考えることが求められている。

P81

重点点検分野以外の主な事項として取り上げられている1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組については、

①高齢消費者は、粗大ゴミの処分手続きを面倒・困難に感じ、違法な業者にその処分を依存してしまう傾向があり、高齢人口の増加とともに、資源循環に乗らずゴミとして処理される資源が増えることが懸念される。国は高齢消費者に対し、ゴミの排出に関して何らかの支援を行うことも必要であろう。

②食品ロスについては、どの段階で発生しているのかを検証し重点的な対策を講じるとともに、この分野での消費者啓発を積極的に推し進める必要がある。加えて、商習慣に基づき存在している賞味期限に関する3分の1ルールの廃止を食品ロス削減推進法に盛り込むことにより、食品ロスの削減及び資源循環を目指すことも検討すべきである。

P86

2. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環においては、

特にプラスチックの問題について「プラスチック資源循環戦略」の策定に従い「リデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進」などが盛り込まれた点は評価する。一方、緊急避難的に焼却を認める措置について、早急に措置解除につながるよう根本的なリデュースに動くべきと考える。レジ袋の有料化をきっかけに社会の意識

が変わりつつあるが、コロナ禍で増えているワンウェイの使い捨てプラスチック容器をできるだけ減らしていく方法を官民双方で取り組む必要がある。

<全体として>

環境分野においてはトレードオフが起きやすいことから、SDGs の複数の目標を同時達成する、あるいは、他の目標に反しないという指針を明確に打ち出すことが重要である。成功事例や問題のある事例を示し、モデルとなるケースを広めるような情報戦略的な取り組みが必要になってくると思われる。

さらに、省庁連携も不可決である。資源循環のためには、国土交通省、経済産業省、農水省、消費者庁が連携し取り組む必要があると考える。

以上